

物流拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱

(災害時の支援物資輸送体制構築促進事業)

令和 7 年 3 月 28 日 国自物第 689 号

(通則)

第 1 条 物資拠点機能強化支援事業費補助金（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、災害時のラストマイルにおける円滑な支援物資輸送体制の構築・強化を促すため、地方公共団体（都道府県及び市区町村をいう。以下同じ。）と物流事業者（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者、航空運送事業者、倉庫事業者又はこれらの事業者を会員とする物流団体をいう。以下同じ。）等の官民が連携して行う支援物資輸送訓練（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を国が補助することにより、各地域の実情に応じた災害時の円滑かつ迅速な支援物資輸送体制を維持・確保することを目的とする。

(補助対象事業者)

第 3 条 補助対象事業者は、地方公共団体と物流事業者等で構成する協議会等とする。

(交付の対象等)

第 4 条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 前項の規定による補助対象事業の区分ごとの内容、補助対象経費、補助率、補助金の額等については、別表 1 によるものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第 1 号様式による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表1に定めるところにより交付決定を行い、第2号様式による交付決定通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 前条第1項の規定による交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日程度とする。

3 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ第3号様式による交付決定（変更）申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 大臣は、前条の規定による交付決定（変更）申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、第4号様式による交付決定（変更）通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更の際に、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、第5号様式による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の中止等)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ第6号様式による補助対象事業の中止（廃止）申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めがあったときは、大臣が別に定める様式及び提出期限までに、その旨を報告しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第7号様式による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から 30 日を経過した日又は翌年度の 3 月 13 日のいずれか早い日までに第 8 号様式による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 13 条 大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表 1 に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、第 9 号様式による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、第 10 号様式による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

第 15 条 大臣は、次に掲げる場合には、第 6 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。ただし、第 5 号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正行為等を行った場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

（書類の保存義務）

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第17条 補助対象事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2 補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為は、補助対象事業者による行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（提出部数）

第18条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。尚、電子メールで提出する場合の提出部数は、1部（正本1部）とする。

（実施要領）

第19条 第5条の交付申請書並びに第12条の実績報告書の記載方法その他この要綱の実施要領は、別添の物流拠点機能強化支援事業費補助金実施要領（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）等に定めるところによる。

附 則（令和7年3月28日付け国自物第689号）

この要綱は、令和6年度の補助金から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1

補助対象事業	災害時の支援物資輸送体制構築促進事業
内容	地方公共団体と物流事業者等の官民が連携して行う支援物資輸送訓練
補助対象経費	訓練の実施に必要な企画制作費、旅費・交通費、物流専門家等の外部有識者に対する諸謝金、資機材等の借上げ、燃料費、通信費、印刷製本費、消耗品の購入等に係る経費
補助率	1/2
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。 ただし、400 万円を上限とする。
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）
備考	※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第1号様式（第5条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

物流拠点機能強化支援事業費補助金交付申請書
（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）

令和 年度物流拠点機能強化支援事業費補助金（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

1. 補助事業の目的及び内容

別紙1 事業計画のとおり

2. 補助事業に要する経費

別紙2 経費内訳のとおり

3. 補助対象経費 金 円

4. 補助金交付申請額 金 円

5. 添付書類

(1) 事業計画（別紙1）

(2) 経費内訳（別紙2）

(3) 協議会等設置要領（別紙3）

(4) 補助対象事業実施体制及び人員配置等状況（別紙4）

(5) 補助対象経費の算出の根拠となる書類

(6) その他補助金の交付に関して参考となる書類

別紙 1

事業計画
(災害時の支援物資輸送体制構築促進事業)

訓練実施担当者	所 属 先 担当者名 連 絡 先 TEL/E-mail
訓練実施日時	年 月 日 () 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇
訓練実施場所	
参加予定人数	名
訓練実施目的	
訓練実施概要	
訓練実施 スケジュール	
訓練使用機材	

※ 欄に記入困難な場合は、任意様式で提出することも可。また、事業実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

別紙 2

経費内訳
(災害時の支援物資輸送体制構築促進事業)

(単位：円)

(1) 補助対象経 費の区分	(2) 補助事業に要 する経費	(3) 補助対象経費の額 (交付申請額)	(4) 積算内訳	備考
〇〇費				
■■費				
合 計				

※ 欄に記入困難な場合は、任意様式で提出することも可。また、事業実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

別紙 3

協議会等設置要領
(災害時の支援物資輸送体制構築促進事業)

協議会名称	
設置要領	

※ 欄に記入困難な場合は、任意様式で提出することも可。

別紙 4

補助対象事業実施体制及び人員配置等状況
(災害時の支援物資輸送体制構築促進事業)

(事業全体のとりまとめ)

所属 氏名	
	(補助対象事業担当者)
	所属 氏名
	担当する業務内容 ※具体的にご記入ください。
	(補助対象事業担当者)
	所属 氏名
	担当する業務内容
	(補助対象事業担当者)
	所属 氏名
	担当する業務内容
	(補助対象事業経理担当者)
	所属 氏名

※ 担当する業務内容は、事業計画書（別紙１）の事業内容のうち、それぞれが担当する事業内容を記載すること。

※ 欄に記入困難な場合は適宜欄を追加して記載すること。また任意様式で提出することも可。

文 書 番 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

物流拠点機能強化支援事業費補助金交付決定通知書
（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった令和 年度物流拠点機能強化支援事業費に係る災害時の支援物資輸送体制構築促進事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のあった物流拠点機能強化支援事業費補助金に係る災害時の支援物資輸送体制構築促進事業に関する交付申請書記載のとおりとする。

2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するものとする。

3. 補助対象経費の区分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとする。

4. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに物流拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）（令和7年3月28日付け国自物第689号）に定めるところに従わなければならない。

第3号様式（第7条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

物流拠点機能強化支援事業費補助金交付決定（変更）申請書
（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る申請書類の内容を下記のとおり変更したいので、物流拠点機能強化支援事業費補助金（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）交付要綱第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. 変更事項に係る新旧対照表
4. その他参考となる書類

第 4 号様式（第 8 条第 1 項関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

物流拠点機能強化支援事業費補助金交付決定（変更）通知書
（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定（変更）申請のあった標記補助金に係る補助事業の交付決定を下記のとおり変更したので、物流拠点機能強化支援事業費交付要綱（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）第 8 条の規定に基づき、通知する。

記

補助対象事業の区分		補助対象経費(円)	補助金額(円)
	変更前		
	変更後		

第5号様式（第9条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

物流拠点機能強化支援事業費補助金交付申請取下届出書
（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助事業については、下記のとおり不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条の規定に基づき、交付申請を取り下げます。

記

1. 交付申請年月日及び番号
2. 補助金の額
3. 不服のある交付の決定の内容又は交付決定に付された条件
4. 取り下げる理由

第6号様式（第10条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

物流拠点機能強化支援事業費補助金に係る補助対象事業中止（廃止）申請書
（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助事業について、下記の理由により同事業を中止（廃止）したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 補助事業を中止（廃止）する理由
2. 補助事業を中止（廃止）する期間及び再開後の完了年月日
3. その他参考となる書類

第 7 号様式（第 11 条第 2 項関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

物流拠点機能強化支援事業費補助金補助事業事故報告書
（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり事故が発生したので、物流拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）第 11 条第 2 項の規定に基づき報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する補助対象事業者の対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容
5. その他報告が必要な内容

第 8 号様式（第 12 条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

物流拠点機能強化支援事業費補助金補助対象事業完了実績報告書
（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助事業の完了実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

記

（単位：円）

補助対象事業 の区分	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	実施額 (C)	差額(D) A-C	補助金額 (E)

（添付書類）

1. 事業計画（実績報告）
2. 補助対象経費の実績額を明らかにした書類（契約書、請求書及び輸送の実績等を明らかにした書類等）
3. 補助対象経費の支払いを証明する書類（添付できない場合は、後日提出すること。）
4. その他参考となる書類

第9号様式（第13条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国土交通大臣

物流拠点機能強化支援事業費補助金の額の確定通知書
（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）

令和 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった、令和 年度物流拠点機能強化支援事業費補助金に係る災害時の支援物資輸送体制構築促進事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、下記のとおり確定したので、通知する。

記

確定補助金額 金 円

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通省大臣官房会計課長 殿

住所
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、物流拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱（災害時の支援物資輸送体制構築促進事業）第 14 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求する。

1. 補助金額	金 円							
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ							
	住所	(〒)						
	フリガナ							
	氏名							
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他 : 支店							
4. 預金種別	普通預金				当座預金			
5. 口座番号								

1. 上記2以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
2. 上記3は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあつては、金融機関名（例：○○農業協同組合）を記入すること。
3. 上記4は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
4. 上記5の口座番号は、右詰めで記入すること。

連絡先
連絡先